

第七四回

参第七号

原子爆弾被爆者等援護法（案）

目次

第一章 総則（第一条 - 第三条）

第二章 援護（第四条 - 第四十二条）

第三章 不服申し立て（第四十三条 - 第四十七条）

第四章 原子爆弾被爆者保護施設及び原子爆弾被爆者相談所（第四十八条・第四十九条）

第五章 原子爆弾被爆者等援護審議会（第五十条・第五十二条）

第六章 雜則（第五十三条 - 第六十三条）

第七章 罰則（第六十四条・第六十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者及びその遺族が今なお置かれている特別の状態にかんがみ、国家補償の精神に基づき、これらの者に対して医療の給付、被爆者年金又は遺族年金の支給等必要な措置を講じ、もつてこれらの者を援護することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「被爆者」とは、次の各号の一に該当する者であつて、被爆者援護手帳の交付を受けたものをいう。

- 一 原子爆弾が投下された際当時の広島市若しくは長崎市の区域内又は政令で定めるこれらに隣接する区域内にあつた者
- 二 原子爆弾が投下された時から起算して政令で定める期間内に前号に規定する区域のうちで政令で定める区域内にあつた者
- 三 前二号に掲げる者のほか、原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあつた者
- 四 前三号に掲げる者が当該各号に規定する事由に該当した当時その者の胎児であつた者

（被爆者援護手帳）

第三条 被爆者援護手帳の交付を受けようとする者は、その居住地（居住地を有しないときは、その現在地とする。）の都道府県知事に申請しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の申請に基づいて審査し、申請者が前条各号の一に該当すると認めるときは、その者に被爆者援護手帳を交付するものとする。
- 3 被爆者援護手帳に関し必要な事項は、政令で定める。

第二章 援護

(援護の種類)

第四条 この法律による援護は、次のとおりとする。

- 一 健康診断の実施
- 二 医療の給付
- 三 被爆者年金の支給
- 四 遺族年金の支給
- 五弔慰金の支給
- 六 医療手当の支給
- 七 介護手当の支給
- 八 葬祭料の支給
- 九 日本国有鉄道の鉄道への乗車等についての無賃取扱い

(健康診断)

第五条 都道府県知事は、被爆者に対し、毎年、厚生省令で定めるところにより、健康診断を行うものとする。

(健康診断に関する記録)

第六条 都道府県知事は、前条の規定により健康診断を行つたときは、健康診断に関する記録を作成し、かつ、厚生省令で定める期間、これを保存するものとする。

(指導)

第七条 都道府県知事は、第五条の規定による健康診断の結果必要があると認めるときは、当該健康診断を受けた者に対して必要な指導を行うものとする。

(医療の給付)

第八条 厚生大臣は、被爆者の負傷又は疾病（遺伝性疾病、先天性疾病及び厚生大臣の定めるその他の負傷又は疾病を除く。）について、次に掲げる医療の給付を行う。

- 一 診察
 - 二 薬剤又は治療材料の支給
 - 三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
 - 四 病院又は診療所への収容
 - 五 看護
 - 六 移送
- 2 医療の給付は、被爆者の同一の負傷又は疾病に関し、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による療養補償給付その他政令で定めるこれに相当する給付を受けることができる場合は、行わない。
- 3 医療の給付は、厚生大臣が次条第一項の規定により指定する医療機関（以下「指定医療機関」という。）に委託して行うものとする。

(医療機関の指定)

第九条 厚生大臣は、その開設者の同意を得て、前条の規定による医療を担当させる病院

若しくは診療所又は薬局を指定する。

- 2 指定医療機関は、三十日以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。
- 3 指定医療機関が次条第一項の規定に違反したとき、担当医師に変更があつたとき、その他指定医療機関に前条の規定による医療を担当させるについて著しく不適当であると認められる理由があるときは、厚生大臣は、その指定を取り消すことができる。
- 4 厚生大臣は、前項の規定により指定を取り消す場合には、当該医療機関の開設者に対して、弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面をもつて、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき理由を通知しなければならない。
- 5 厚生大臣は、医療機関の指定又は指定の取消しを行うに当たつては、あらかじめ原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聽かなければならない。

(指定医療機関の義務)

第十条 指定医療機関は、厚生大臣の定めるところにより、医療を担当しなければならない。

- 2 指定医療機関は、医療を行うについて、厚生大臣の行う指導に従わなければならぬ。
(診療方針及び診療報酬)

第十一条 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

- 2 前項に規定する診療方針及び診療報酬の例によることができないとき、及びこれによることを適當としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生大臣が原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴いて定めるところによる。

(診療報酬の審査及び支払)

第十二条 厚生大臣は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を隨時審査し、かつ、指定医療機関が前条の規定によつて請求することができる診療報酬の額を決定することができる。

- 2 指定医療機関は、厚生大臣が行う前項の決定に従わなければならぬ。
- 3 厚生大臣は、第一項の規定により指定医療機関が請求することのできる診療報酬の額を決定するに当たつては、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）に定める審査委員会、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関の意見を聽かなければならない。
- 4 国は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会その他厚生省令で定める者に委託することができる。
- 5 第一項の規定による診療報酬の額の決定については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができない。

(報告の請求及び検査)

第十三条 厚生大臣は、前条第一項の審査のため必要があると認めるときは、指定医療機関の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員をして指定医療機関についてその管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2 指定医療機関の管理者が、正当な理由がなく、前項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、厚生大臣は、当該指定医療機関に対する診療報酬の支払を一時差し止めることができる。

(医療費の支給)

第十四条 厚生大臣は、被爆者が、緊急その他やむを得ない理由により、指定医療機関以外の者から第八条第一項各号に規定する医療を受けた場合において、必要があると認めるときは、医療の給付に代えて、医療費を支給することができる。被爆者が指定医療機関から同項各号に規定する医療を受けた場合において、緊急その他やむを得ない理由によりその費用を当該指定医療機関に支払ったときも、同様とする。

2 前項の規定によつて支給する医療費の額は、第十一条の規定により指定医療機関が請求することができる診療報酬の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

3 厚生大臣は、第一項の規定により医療費を支給するについて必要があると認めるときは、当該医療を行つた者又はこれを使用する者に対し、その行つた医療に関し、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員をして質問させることができる。

(被爆者年金の支給)

第十五条 被爆者には、被爆者年金を支給する。

2 被爆者年金を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生大臣が行う。

3 被爆者年金の額は、三十六万円とする。

4 被爆者のうち政令で定める程度の障害（原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかである負傷又は疾病による障害を除く。）の状態にある被爆者に支給する被爆者年金の額は、前項の規定にかかわらず、その障害の程度に応じ、三十六万円を超える、三百万円を超えない範囲内において政令で定める額とする。

5 前項の障害の程度を定めるに当たつては、被爆者が原子爆弾の放射能の影響を受けしたことによる疾病的特殊性を特に考慮すべきものとする。

6 厚生大臣は、第四項の障害の程度及び額を定める政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴かなければならない。

(被爆者年金の額の改定)

第十六条 厚生大臣は、被爆者年金の支給を受けている者が次の各号の一に該当することとなつた場合には、当該被爆者年金の額を改定する。

一 前条第四項に規定する障害の状態になかつた者が新たに当該障害の状態になつたと

き。

- 二 前条第四項に規定する障害の状態にあつた者の当該障害の程度が増進し、又は低下したとき。
 - 三 前条第四項に規定する障害の状態にあつた者の当該障害の状態が同項に規定する障害の状態に該当しなくなつたとき。
- 2 前項第一号又は第二号（障害の程度の増進に係る場合に限る。）に該当することとなつことによる被爆者年金の額の改定は、当該被爆者年金の支給を受けている者の請求に基づいて行う。

（被爆者年金の支給期間及び支給期月）

第十七条 被爆者年金の支給は、昭和五十年四月（被爆者援護手帳の交付を受けた日が同月一日後であるときは、その交付を受けた日の属する月の翌月）から始め、権利が消滅した日の属する月で終わる。

- 2 被爆者年金は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月からその事由が消滅した日の属する月までの分の支給を停止する。ただし、これらの日が同じ月に属する場合は、支給を停止しない。
- 3 前条第一項の規定により被爆者年金の額が改定されたときは、改定後の額による被爆者年金の支給は、改定された日の属する月の翌月から始めるものとする。
- 4 被爆者年金は、毎年一月、四月、七月及び十月の四期に、それぞれその前月までの分を支給する。ただし、前支給期月に支給すべきであつた被爆者年金又は権利が消滅した場合若しくは被爆者年金の支給を停止した場合におけるその期の被爆者年金は、その支給期月でない月であつても、支給するものとする。

（被爆者年金を受ける権利の消滅）

第十八条 被爆者年金を受ける権利を有する者が死亡したときは、当該被爆者年金を受ける権利は、消滅する。

（被爆者年金の支給停止）

第十九条 被爆者年金を受ける権利を有する者が監獄、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されているときは、当該拘禁されている期間、被爆者年金の支給を停止する。

（被爆者年金と增加恩給等との調整）

第二十条 被爆者年金を受ける権利を有する者が、同一の障害に関し、他の法令により、恩給法（大正十二年法律第四十八号）第四十六条に規定する増加恩給その他被爆者年金に相当する給付を受けることができる場合には、その給付を受けることができる期間、その者に支給すべき被爆者年金の支給を停止する。ただし、被爆者年金の額が他の法令による給付の額を超えるときは、その超える部分については、この限りでない。

（未支給の被爆者年金）

第二十一条 被爆者年金を受けることができる者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき被爆者年金でまだその者の死亡前に支給していないものがあるときは、

その者の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、死亡した者の被爆者年金の支給を請求することができる。

- 2 前項の場合において、死亡した者がその死亡前に被爆者年金の請求をしていなかつたときは、同項に規定する者は、自己の名で、死亡した者の被爆者年金を請求することができる。
- 3 未支給の被爆者年金を受けることができる者の順位は、第一項に規定する順序による。
- 4 未支給の被爆者年金を受けることができる同順位者が二人以上あるときは、その一人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対しても支給は、全員に対してもものとみなす。

（遺族年金の支給）

第二十二条 第二条各号に掲げる者で死亡したものの遺族には、遺族年金を支給する。

- 2 遺族年金を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生大臣が行う。

（遺族年金を受けることができる遺族の範囲及び順位）

第二十三条 遺族年金を受けることができる遺族の範囲は、死亡した者の死亡の当時における配偶者、子、父母、孫及び祖父母であつて、当該死亡した者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を同じくしていたものとする。

- 2 前項の規定の適用については、子又は孫は、十八歳未満でまだ配偶者がない者に限るものとし、死亡した者の死亡の時に胎児であつた子が出生したときは、将来に向かつて、その子は、当該死亡した者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を同じくしていた子とみなす。
- 3 前二項の規定にかかわらず、死亡した者の死亡の日が昭和五十年四月一日前であるときは、当該死亡した者の配偶者、子、父母又は祖父母で当該死亡の日以後同年三月三十一日以前に第二十八条第二号、第三号又は第四号に該当したものは、遺族年金を受けることができる遺族としない。
- 4 遺族年金を受けることができる遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫及び祖父母の順序とする。

（遺族年金の額）

第二十四条 遺族年金の額は、死亡した者一人につき五十万円とする。

- 2 遺族年金を受けることができる同順位の遺族が二人以上ある場合における各人の遺族年金の額は、前項の額をその人数で除して得た額とする。

（遺族年金の額の改定）

第二十五条 遺族年金を受けることができる同順位の遺族の数に増減を生じたときは、遺族年金の額を改定する。

(遺族年金の支給停止)

第二十六条 夫(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)父母又は祖父母に対する遺族年金は、その者が六十歳に達するまでは、その支給を停止する。

2 第十九条の規定は、遺族年金について準用する。

(遺族年金の支給期間及び支給期月)

第二十七条 遺族年金の支給は、昭和五十年四月(死亡した者の死亡の日が同月一日以後であるときは、その死亡の日の属する月の翌月)から始め、権利が消滅した日の属する月で終わる。

2 第十七条第二項から第四項までの規定は、遺族年金の支給について準用する。

(遺族年金を受ける権利の消滅)

第二十八条 遺族年金を受ける権利を有する者が、次の各号の一に該当するに至つたときは、当該遺族年金を受ける権利は、消滅する。

一 死亡したとき。

二 婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。)をしたとき。

三 直系血族又は直系姻族以外の者の養子(届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)となつたとき。

四 離縁によつて、死亡した者との親族関係が終了したとき。

五 子又は孫にあつては、十八歳に達したとき。

(未支給の遺族年金)

第二十九条 第二十一条の規定は、未支給の遺族年金について準用する。この場合において、同条第二項中「同項に規定する者」とあるのは、「次順位者」と読み替えるものとする。

(遺族年金と扶助料等との調整)

第三十条 遺族年金を受ける権利を有する者が、当該死亡した者の死亡に関し、他の法令により、同一の事由による恩給法第七十五条第一項第一号から第三号までに掲げる額の扶助料その他遺族年金に相当する給付を受けることができる場合には、その給付を受けることができる期間、その者に支給すべき遺族年金の支給を停止する。ただし、遺族年金の額が他の法令による給付の額を超えるときは、その超える部分については、この限りでない。

(弔慰金の支給)

第三十一条 第二条各号に掲げる者で死亡したものの遺族には、弔慰のため、弔慰金を支給する。

2 弔慰金を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生大臣が行う。

(弔慰金を受けることができる遺族の範囲)

第三十二条 弔慰金を受けることができる遺族の範囲は、死亡した者の死亡の当時における配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の三親等内の親族（死亡した者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を同じくしていた者に限る。）とする。

2 第二十三条第二項（胎児に係る部分に限る。）の規定は、前項の場合について準用する。

(弔慰金を受けることができる遺族の順位)

第三十三条 弔慰金を受けることができる遺族の順位は、次に掲げる順序とする。ただし、父母及び祖父母については、死亡した者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を同じくしていたものを先にする。

一 配偶者（死亡した者の死亡の日以後昭和五十年三月三十一日以前に、前条第一項に規定する遺族（以下この条において「遺族」という。）以外の者の養子となり、又は遺族以外の者と婚姻した者を除く。）

二 子（昭和五十年四月一日（死亡した者の死亡の日が同月二日以後であるときは、その死亡の日。以下この条において同じ。）において、遺族以外の者の養子となつている者を除く。）

三 父母

四 孫（昭和五十年四月一日において、遺族以外の者の養子となつている者を除く。）

五 祖父母

六 兄弟姉妹（昭和五十年四月一日において、遺族以外の者の養子となつている者を除く。）

七 第二号において同号の順位から除かれている子

八 第四号において同号の順位から除かれている孫

九 第六号において同号の順位から除かれている兄弟姉妹

十 第一号において同号の順位から除かれている配偶者

十一 前各号に掲げる者以外の遺族

(弔慰金の額)

第三十四条 弔慰金の額は、死亡した者一人につき五十万円とする。

2 第二十四条第二項の規定は、前項の弔慰金の額について準用する。

(弔慰金の支給を受けることができない者)

第三十五条 死亡した者の死亡の日以後昭和五十年三月三十一日以前に、離縁によつて当該死亡した者との親族関係が終了したときは、当該遺族には、弔慰金を支給しない。

(未支給の弔慰金の請求)

第三十六条 弔慰金を受けることができる先順位者がその請求をしないで死亡した場合においては、次順位者が弔慰金を請求することができる。

2 第二十二条第四項の規定は、前項の規定による弔慰金の請求について準用する。

（弔慰金と他の法令による弔慰金等との調整）

第三十七条 弔慰金を受ける権利を有する者が、当該死亡した者の死亡に関し、他の法令により、同一の事由による戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）第三十四条に規定する弔慰金その他弔慰金に相当する給付を受けることができる場合には、弔慰金の額のうち他の法令による給付の額に相当する額は、支給しない。

（医療手当の支給）

第三十八条 都道府県知事は、被爆者であつて、負傷又は疾病（原子爆弾の障害作用の影響によるものでないことが明らかである負傷又は疾病を除く。）につき第八条第一項の規定による医療の給付を受けているものに対し、その給付を受けている期間について、月額三万円を限度として、政令で定めるところにより、医療手当を支給する。

（介護手当の支給）

第三十九条 都道府県知事は、被爆者であつて、政令で定める程度の障害（原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかである負傷又は疾病による障害を除く。）により介護を要する状態にあり、かつ、介護を受けているものに対し、その介護を受けている期間について、月額六万円を限度として、政令で定めるところにより、介護手当を支給する。

（葬祭料の支給）

第四十条 都道府県知事は、被爆者が死亡したときは、葬祭を行う者に対し、葬祭料として、死亡した者一人につき五万円を支給する。

（日本国有鉄道の鉄道への乗車等についての無賃取扱い）

第四十一条 被爆者及びその介護者は、運賃を支払うことなく、日本国有鉄道の経営する鉄道、航路又は自動車線に乗車又は乗船することができる。

2 前項の規定により乗車又は乗船することができる回数、区間その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

3 国は、第一項の規定による取扱いに伴う鉄道、航路及び自動車線の運賃を負担するものとする。

4 前項の規定による負担の方法その他必要な事項は、運輸大臣が定める。

（援護の制限）

第四十二条 この法律により援護を受けることができる者が、故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷、疾病、障害若しくは死亡又はこれらの直接の原因となつた事故を生じさせた場合には、その者には、次項の規定に該当する場合を除き、当該負傷、疾病、障害又は死亡に係る援護は、行わない。

2 遺族年金又は弔慰金を受けることができる者が当該死亡した者又はこれらの援護を受ける者を故意の犯罪行為により、又は故意に死亡させた場合には、その者には、当該援護は、行わない。当該死亡した者の死亡前に、その者の死亡によつてこれらの援護を受

けることができる者を故意の犯罪行為により、又は故意に死亡させた者についても、同様とする。

- 3 この法律により援護を受けることができる者が、重大な過失により、若しくは正当な理由がなくて療養に関する指示に従わなかつたことにより、負傷、疾病、障害若しくは死亡若しくはこれらの直接の原因となつた事故を生じさせ、その疾病若しくは障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げ、又は故意にその障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げた場合には、その者には、当該負傷、疾病、障害又は死亡に係る援護の全部又は一部を行わない。

第三章 不服申立て

(異議申立期間)

第四十三条 被爆者年金、遺族年金又は弔慰金に関する処分についての異議申立てに関する行政不服審査法第四十五条の期間は、その処分の通知を受けた日の翌日から起算して一年以内とする。

- 2 行政不服審査法第四十八条の規定にかかわらず、前項の異議申立てについては、同法第十四条第三項の規定を準用しない。

(原子爆弾被爆者等援護審議会の意見の聴取)

第四十四条 厚生大臣は、前条第一項に規定する処分についての不服申立てに対する決定をするに当たつては、原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴かなければならない。

(時効の中斷)

第四十五条 第四十三条第一項に規定する処分についての不服申立ては、時効の中斷については、裁判上の請求とみなす。

(不服申立てと訴訟との関係)

第四十六条 第四十三条第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(再審査請求)

第四十七条 広島市又は長崎市の長が行う被爆者援護手帳の交付又は医療手当、介護手当若しくは葬祭料の支給に関する処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができる。

第四章 原子爆弾被爆者保護施設及び原子爆弾被爆者相談所

(原子爆弾被爆者保護施設)

第四十八条 国は、原子爆弾被爆者保護施設を設置しなければならない。

- 2 原子爆弾被爆者保護施設は、高年齢の被爆者、小頭症の病状にある被爆者その他特に保護（治療を含む。以下この項において同じ。）を必要とする被爆者を収容し、その保護を行う施設とする。

(原子爆弾被爆者相談所)

第四十九条 都道府県は、原子爆弾被爆者相談所を設けることができる。

- 2 原子爆弾被爆者相談所は、被爆者の健康及び生活上の問題について相談に応ずる施設とする。
- 3 国は、予算の範囲内において、原子爆弾被爆者相談所を設置した都道府県に対し、その設置及び運営に要する費用の全部又は一部を補助することができる。

第五章 原子爆弾被爆者等援護審議会

(設置及び権限)

第五十条 厚生大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議させるため、厚生省に、附属機関として、原子爆弾被爆者等援護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、前項に規定する事項につき、関係行政機関の長に意見を述べることができる。

(委員)

第五十一条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者、被爆者及び関係行政機関の職員のうちから、厚生大臣が任命する。
- 3 学識経験のある者及び被爆者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、非常勤とする。

(政令への委任)

第五十二条 前二条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し、必要な事項は、政令で定める。

第六章 雜則

(受給権の調査)

第五十三条 厚生大臣は、被爆者年金又は遺族年金（以下「被爆者年金等」という。）の支給を受けている者について必要があると認めるときは、その者に対し、身分関係の異動及び障害の状態その他必要な事項について、必要な書類の提出を命じ、又は当該職員をして質問させることができる。

- 2 厚生大臣は、被爆者年金の支給を受けている者について障害の状態を調査するため必要があると認めるときは、その者に医師の診断を受けるべきことを命ずることができる。
- 3 第一項の規定によつて質問を行う当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(不正利得の徴収)

第五十四条 厚生大臣又は都道府県知事は、偽りその他不正の手段によりこの法律に基づく援護を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、当該援護に要した費用に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(時効)

第五十五条 この法律に基づく援護を受ける権利は、その援護事由が生じた日から、医療費、医療手当、介護手当及び葬祭料については二年間、被爆者年金、遺族年金及び弔慰金については七年間行わないときは、時効によつて、消滅する。

2 被爆者年金等を受ける権利の時効は、当該被爆者年金等がその全額につき支給を停止されている間は、進行しない。

3 時効期間の満了前六月以内において、次に掲げる者の生死又は所在が不明であるためにその者に係る遺族年金又は弔慰金の請求をすることができない場合には、その請求をすることができることとなつた日から六月以内は、当該権利の消滅時効は、完成しないものとする。

一 被爆者でその者が死亡した場合に遺族年金又は弔慰金を受けることができる者があるもの

二 遺族年金又は弔慰金を受ける権利を有する者のうち先順位者又は同順位者

(援護を受ける権利の保護)

第五十六条 この法律に基づく援護を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、被爆者年金等を受ける権利を別に法律で定めるところにより担保に供する場合は、この限りでない。

(公課の禁止)

第五十七条 租税その他の公課は、この法律により支給を受けた金品を標準として、課することができない。

(戸籍事項の無料証明)

第五十八条 市町村長（特別区及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長とする。）は、この法律に基づく援護を受ける権利を有する者に対して、当該市（特別区を含む。）町村の条例の定めるところにより、その者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

(交付金)

第五十九条 国は、政令で定めるところにより、医療手当、介護手当及び葬祭料の支給並びにこの法律又はこの法律に基づく命令の規定により都道府県知事が行う事務に要する費用を都道府県に交付する。

(広島市及び長崎市に関する特例)

第六十条 この法律中「都道府県知事」又は「都道府県」とあるのは、広島市又は長崎市については、「市長」又は「市」と読み替えるものとする。

(権限の委任)

第六十一条 この法律に定める厚生大臣の権限の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事に委任することができる。

(子又は孫に対する適用等)

第六十二条 都道府県知事は、第二条各号に掲げる者の子（同条第四号に該当する者を除く。以下この条において同じ。）又は孫から申出があつた場合には、これらの者に対して、第五条から第七条までの規定の例により、健康診断を行うものとする。

2 第二条各号に掲げる者の子又は孫で政令で定める疾病にかかつている旨の都道府県知事の認定を受けたものは、当該各号に掲げる者とみなしてこの法律の規定（被爆者年金、遺族年金、弔慰金及び葬祭料に係る規定を除く。）を適用する。

(省令への委任)

第六十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

第七章 罰則

第六十四条 この法律による健康診断及び指導の実施の事務に従事した者が、その職務に関する知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第六十五条 第八条第一項各号に規定する医療を行つた者又はこれを使用する者が、第十四条第三項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられて、正当な理由がなくこれに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して正当な理由がなく答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、一万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。

(原子爆弾被爆者の医療等に関する法律等の廃止)

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

- 一 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）
- 二 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（昭和四十三年法律第五十三号）

(経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に前条の規定による廃止前の原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（以下「旧被爆者医療法」という。）第三条の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている者は、第三条の規定により被爆者援護手帳の交付を受けた者とみなす。

第四条 この法律の施行の際現に旧被爆者医療法の規定によつてなされている被爆者健康手帳の交付の申請は、この法律の規定によりなされた被爆者援護手帳の交付の申請とみなす。

第五条 旧被爆者医療法第四条の規定により行つた健康診断に関する記録の保存については、なお従前の例による。

第六条 この法律の施行の際現に旧被爆者医療法第九条又は第十四条の三の規定により指

定されている病院若しくは診療所又は薬局は、それぞれ第九条の規定により厚生大臣が指定した病院若しくは診療所又は薬局とみなす。

第七条 この法律の施行前に行われた医療に係る旧被爆者医療法第七条第一項に規定する医療の給付に係る診療報酬の審査及び支払並びに報告の請求及び検査については、なお従前の例による。

第八条 この法律の施行前に行われた医療に係る旧被爆者医療法第十四条第一項に規定する医療費又は旧被爆者医療法第十四条の二第一項に規定する一般疾病医療費の支給については、なお従前の例による。

第九条 この法律の施行前に附則第二条の規定による廃止前の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の規定により支給事由が生じた特別手当、健康管理手当、医療手当、介護手当又は葬祭料については、なお従前の例による。

第十条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十一条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(被爆者年金等の額の自動的改定措置)

第十二条 被爆者年金等については、政府は、労働省において作成する毎月勤労統計における労働者の年度平均の給与額（以下「平均給与額」という。）が昭和四十九年度（この頃の規定による措置が講ぜられたときは、直近の当該措置が講ぜられた年度の前年度）の平均給与額の百分の百五を超えるか又は百分の九十五を下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度の七月以降の被爆者年金等の額を改定する措置を講じなければならない。

2 前項の規定による措置は、政令で定める。

(見舞金の支給)

第十三条 国は、昭和三十二年四月一日から昭和四十一年六月三十日までの間に沖縄県の区域内に住所を有していた第二条各号に該当する者であつて、当該期間内に医療機関において厚生大臣の定める負傷又は疾病につき医療を受けたものに対し、政令で定めるところにより、十万円を限度として、見舞金を支給する。

(調査)

第十四条 厚生大臣は、速やかに、第二条各号に掲げる者その他この法律に基づく援護を受けることができる者の状況について調査しなければならない。

(地方財政法の一部改正)

第十五条 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十条第八号の四を削る。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

第十六条 社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十
一号）第十二条第三項若しくは第十四条の四第一項」を「原子爆弾被爆者等援護法
(昭和四十九年法律第 号) 第十二条第三項」に改め、「被爆者一般疾病医療機関
若しくは」を削り、「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律第十二条第四項若しくは第
十四条の四第二項」を「原子爆弾被爆者等援護法第十二条第四項」に改め、「一般疾病
医療費若しく」を削る。

（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正に伴う経過措置）

第十七条 この法律の施行前に行われた旧被爆者医療法第七条第一項又は第十四条の二第一
項の規定による医療に係る旧被爆者医療法第九条第一項又は第十四条の三第一項に規
定する医療機関に対する診療報酬又は一般疾病医療費に相当する額の支払に関しては、
前条の規定による改正後の社会保険診療報酬支払基金法第十三条第二項の規定にかかわ
らず、なお従前の例による。

（厚生省設置法の一部改正）

第十八条 厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第十五号中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十
一号）の定めるところにより、」を「原子爆弾被爆者等援護法（昭和四十九年法律第
号）の定めるところにより、被爆者年金、遺族年金及び弔慰金を受ける権利を裁定
し、並びに」に改める。

第九条第三号を次のように改める。

三 原子爆弾被爆者等援護法を施行すること。

第九条第三号の二を削る。

第十五条中「検疫所」を

「検疫所
国立原子爆弾被爆者保護施設」
に改める。

第二十条の次に次の二条を加える。

（国立原子爆弾被爆者保護施設）

第二十条の二 国立原子爆弾被爆者保護施設は、高年齢の被爆者、小頭症の病状にある
被爆者その他特に保護を必要とする被爆者を収容し、その保護を行う施設とする。

2 国立原子爆弾被爆者保護施設の名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。

第二十九条第一項の表中

「原子爆弾被爆者 厚生大臣の諮問に応じて、原子爆弾被爆者の医療等に関する重要事項を調
査審議すること。
医療審議会」

を

「原子爆弾被爆者 厚生大臣の諮問に応じて、原子爆弾被爆者等援護法の施行に関する重要事
項を調査審議すること。
等援護審議会」

に改める。

(精神衛生法の一部改正)

第十九条 精神衛生法(昭和二十五年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第六項中「戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第二百六十八号)」の下に「又は原子爆弾被爆者等援護法(昭和四十九年法律第 号)」を加える。

(地方税法の一部改正)

第二十条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の十四第一項ただし書中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)」を「原子爆弾被爆者等援護法(昭和四十九年法律第 号)」に改める。

第七十二条の十七第一項ただし書中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」を「原子爆弾被爆者等援護法」に改める。

(結核予防法の一部改正)

第二十一条 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第二百六十八号)」の下に「又は原子爆弾被爆者等援護法(昭和四十九年法律第 号)」を加える。

第三十五条第二項中「戦傷病者特別援護法」の下に「若しくは原子爆弾被爆者等援護法」を加える。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)

第二十二条 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を次のように改正する。

第十五条の二中「船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)」の下に「及び原子爆弾被爆者等援護法(昭和四十九年法律第 号)」を加える。

第三十二条の二中「及び旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)」を「、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)及び原子爆弾被爆者等援護法」に改める。

第三十二条の三中「船員保険法」の下に「及び原子爆弾被爆者等援護法」を加える。

(租税特別措置法の一部改正)

第二十三条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第一号中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)」を「原子爆弾被爆者等援護法(昭和四十九年法律第 号)」に改める。

(国民年金法の一部改正)

第二十四条 国民年金法(昭和三十四年法律第二百四十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項に次の一号を加える。

七 原子爆弾被爆者等援護法(昭和四十九年法律第 号)に基づく年金たる給付

第七条第二項第四号及び第五号中「第五号まで」の下に「及び第七号」を加える。

(通算年金通則法の一部改正)

第二十五条 通算年金通則法(昭和三十六年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第四号中「又は戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第百二十七号)に基づく障害年金」を「、戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第百二十七号)に基づく障害年金又は原子爆弾被爆者等援護法(昭和四十九年法律第

号)に基づく被爆者年金」に改め、同項第五号中「又は戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく遺族年金(遺族給与金を含む。)」を「、戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく遺族年金(遺族給与金を含む。)又は原子爆弾被爆者等援護法に基づく遺族年金」に改める。

(児童扶養手当法の一部改正)

第二十六条 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二 原子爆弾被爆者等援護法(昭和四十九年法律第 号)に基づく年金たる給付

理 由

原子爆弾被爆者及びその遺族が今なお置かれている特別の状態にかんがみ、国家補償の精神に基づき、新たに被爆者年金及び遺族年金の制度を設けるとともに、医療手当等の内容を充実することとし、その他これらの者に対する援護措置全般にわたり整備改善を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律の施行に要する経費は、約六千億円の見込みである。